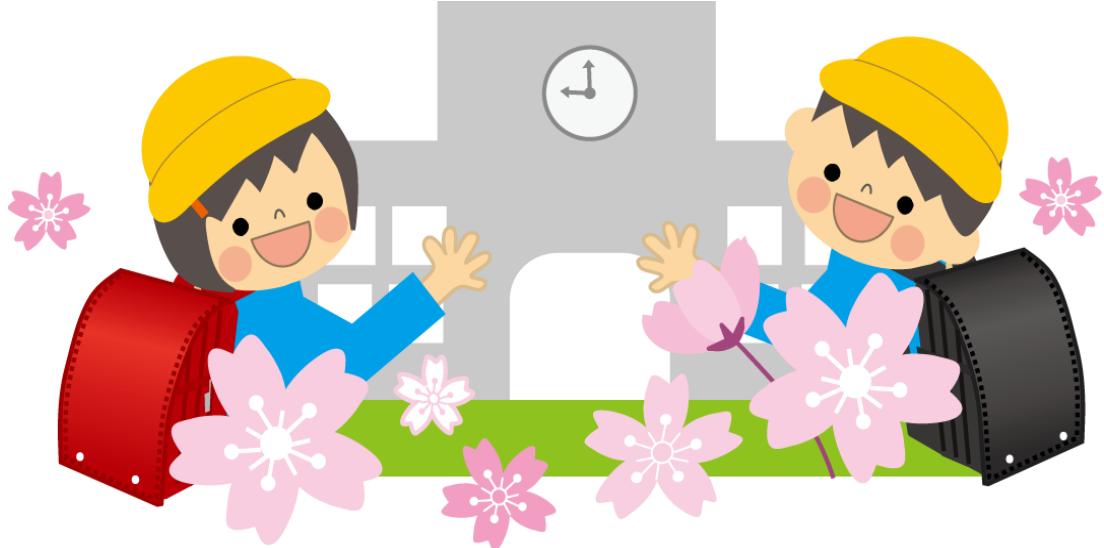


放課後キッズクラブ

入会のしおり

令和5年度版



善部小学校放課後キッズクラブ

運営法人 NPO法人南の和

(注) 本案内の内容は、令和4年12月時点で作成したものです。

目 次

- 1 放課後キッズクラブとは
- 2 運営法人 NPO法人南の和 について
- 3 善部小学校放課後キッズクラブの活動について
- 4 放課後キッズクラブの開所日について
- 5 放課後キッズクラブの利用区分について
- 6 わくわく【区分1】の利用について
- 7 すくすく【区分2A・B】の利用について
　　すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について
- 8 保険への加入について
- 9 利用申込みについて
- 10 利用の決定について
- 11 新1年生の利用開始について
- 12 利用区分の変更について
- 13 放課後キッズクラブ入会手続き方法
- 14 月利用予定申込み方法
- 15 『キッズカード』について
- 16 利用当日の流れ
- 17 おやつについて
- 18 利用料等の支払方法
- 19 警報発表時等の対応について
- 20 夏休み期間中の利用について
- 21 ご意見・ご要望等について
- 22 お問い合わせ先

(参考資料)

- 保険に関するQ&A
- 令和5年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類

(様式等)

- 放課後キッズクラブ利用申込書記入例
- 放課後キッズクラブ利用区分変更申込書記入例
- 就労（予定）証明書記入例

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

善部小学校放課後キッズクラブは、旭区が選定した法人（NPO法人南の和）が運営を行っています。

2 運営法人 NPO法人南の和について

善部小学校放課後キッズクラブを運営するNPO法人南の和は、地域の子ども及び保護者に対して、子どもの放課後の居場所づくりに関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的としています。

3 善部小学校放課後キッズクラブの活動について

善部小学校放課後キッズクラブは、善部小学校2階のキッズルームで活動しています。普段はキッズルームにあるおもちゃや読書・工作等で自由に遊び、校庭や体育館を利用することもあります。新型コロナウイルス感染症の対策に取り組みながら活動しています。

放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを実行しています。

※放課後児童支援員とは

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上（かつ2,000時間以上）放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります（詳しくは、P4参照）。

5 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく区分」と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく区分」があります。

また、「すくすく区分」には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしざら）」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いします。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】	
		ゆうやけ【A】	ほしざら【B】
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> 当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。 当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。 		
	—	<u>留守家庭児童等※であること</u>	
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時</u> まで	放課後から <u>午後5時</u> まで
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラマ参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時</u> まで
	土曜日 を除く 学校休業日	午前10時～12時 午後1時～3時 ※午前・午後のどちらかで利用 ができます。	午前8時～ <u>午後5時</u> まで
利用料	<u>無料</u> ※スポット利用は800円/回 + <u>おやつ代（P5参照）</u>		<u>月額2,000円+おやつ代</u> <u>(7, 8月のみ2,500円+おやつ代)</u> <u>※延長料（午後7時まで）は400円/回</u>
			<u>月額5,000円+おやつ代</u> <u>(7, 8月のみ5,500円+おやつ代)</u> <u>減免あり（詳しくはP8を参照）</u>
保険加入料	年額800円必須（詳しくはP10を参照）		
定員	なし	あり	
利用申込に 必要な書類	利用申込書	•利用申込書 •預金口座振替依頼書（継続利用者は不要） •留守家庭児童等であることの証明書（P12を参照）	
	※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギー</u> のある児童は、 <u>学校生活管理指導表（写し）</u> の提出が必要です。		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子様を保護・養育することが難しい世帯のお子様をいいます。

6 わくわく【区分1】の利用について

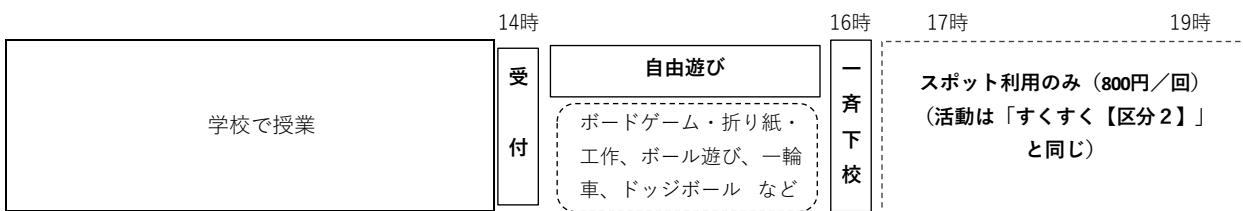
(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前10時～12時、午後1時～3時 ※どちらかの時間帯で参加

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校のある日）>

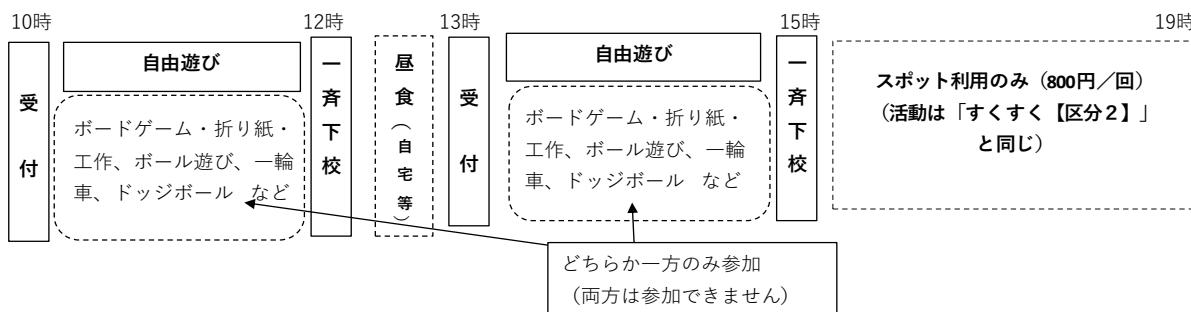


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

※わくわく区分1のお子様はスポット利用の場合を除き、キッズクラブでは昼食は食べられません。

(3) 利用料について

わくわく【区分1】は無料です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP10を参照）。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子様で、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子様を留守家庭児童等として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻までは保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

(4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子様が午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子様と下校時刻について確認しておくようにしてください。

- ※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込みなどの詳しい内容はキッズサイトやメールでお知らせします。
- ※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子様をお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P22参照）や夏休みにおいて猛暑が予想される時（P23参照）、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、キッズサイトやメールにてお知らせさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う受入れの考え方については、以下のとおりです。

＜新型コロナウイルス感染症に伴うわくわく【区分1】の受入れの考え方＞

新型コロナウイルス感染症の影響がある場合においては、わくわく【区分1】の利用を制限・中止等に変更をさせていただく場合があります。

なお、コロナ禍におけるわくわく【区分1】の受入れ方法について、横浜市が次のとおり受入れの考え方の目安を示しています。詳細については、市ウェブページでご確認いただけます。

（※あくまでも目安のため、学校やキッズクラブの状況に応じて受け入れることとなります。実際の受入れ方法については、直接クラブにお問い合わせください。）

神奈川県 新型コロナ感染症レベル	わくわく【区分1】の受入れの考え方（目安）
レベル4（避けたいレベル）	中止及び一層の利用制限（中止とする場合は別途通知）
レベル3（対策を強化すべき）	原則として利用制限
レベル2（警戒を強化すべき）	原則として受入れ。ただし、実施条件を満たせない場合や、学校の感染症対策の対応に沿わない場合はクラブの実情に応じて利用を調整することとする。
レベル1（維持すべき）	従来通り受入れ（制限等なし）
レベル0（感染者ゼロ）	

＜横浜市ウェブページURL＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/houkago-kids.html>



7 すくすく【区分2A・B】の利用について

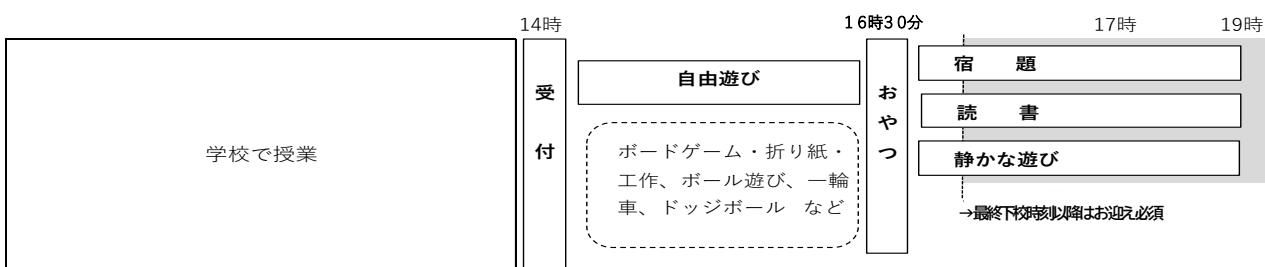
(1) 利用時間

	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】※	すくすく(ほしざら)【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く 学校休業日	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時

※すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は延長料(400円/回)を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

(2) 一日の活動スケジュール(標準例)

<平日(学校がある日)>



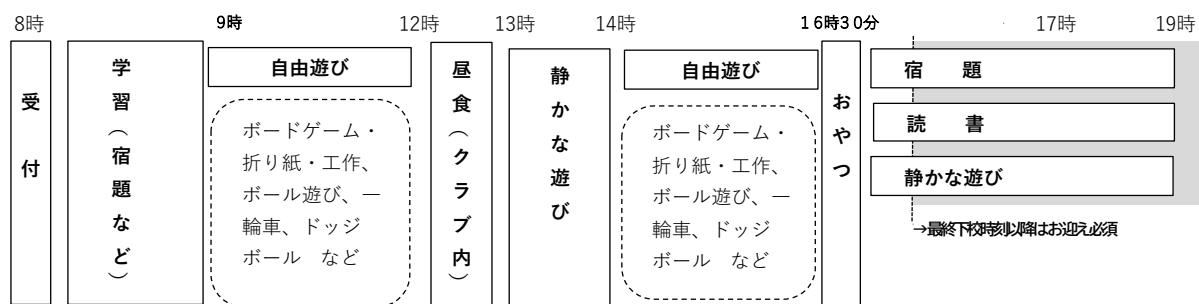
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日(土曜日含む)>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

★土曜日は8時30分からの開所です。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしざら）【区分2B】
利用料（月額）	2,000円 (7、8月のみ2,500円)	5,000円 (7、8月のみ5,500円)
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—

※利用料とは別に保険の加入が必要です（詳しくはP10参照）。

※すくすく【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込みなどの詳しい内容は、サイト等でお知らせしています。）

※利用料は口座振替となります。（詳しくはP21参照）

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります。

＜すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について＞

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしざら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

（1）減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

（2）減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

（例）月額利用料（※）が2,000円の場合は、減免後の利用料は月額0円

月額利用料（※）が5,000円の場合は、減免後の利用料は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料（1回800円）、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料（1回400円）及び保険加入料は減免の対象となりません。

（3）減免制度利用にあたっての留意点

（4）に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。

虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

減免を希望する場合は次ページの「（4）申請手続き」もあわせてご確認ください。

(4) 申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。）

なお、年度途中に減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

申請期限は当該年度の 12 月末までです。期限が過ぎた場合には、減免申請の対象とすることが原則としてできませんので、ご注意ください。

対象となる方	提出書類	提出時期
①就学援助を受けている方	<p>就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ、又は就学援助認定通知【コピーしたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。） ・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※） ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。 	学校から受理次第速やかに
②生活保護世帯の方	<p>保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。） 	キッズクラブ申込時又は減免の適用を受けようとする時
③市民税所得割非課税世帯の方	<p>以下の書類のうちいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。 ・市民税・県民税税率決定・納税通知書【写し】区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 <p>※減免を受けようとする月により、提出していくだけ証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。 ※市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。</p>	キッズクラブ申込時又は減免の適用を受けようとする時

※前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険にご加入いただくとともに、保険の掛金（お子様1人につき年額800円）を負担していただきます。

この保険は善部小学校キッズクラブを利用するお子様を対象に、運営法人NPO法人南の和が加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、保険の掛金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。また、「保険に関するQ&A（P25）」も、あわせてご一読ください。

【スポーツ安全保険とは】

「①傷害保険」「②賠償責任保険」「③突然死葬祭費用」の3つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等による事故を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります（事業者・支援員が児童に対して行う指導・業務上の過失などは関係しません）。
- ③ 突然死（急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とした死亡）に際して、親族が負担した葬祭費用を補償

（1）保険の掛金

お子様1人につき年額800円

（2）補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から30日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死亡	3,000万円
	後遺障害	80万円～4,500万円
賠償 責任	対人・対物賠償合算 (ただし、対人賠償)	支払限度額 1事故 5億円 支払限度額 1名 1億円
	突然死葬祭費用	支払い限度額 180万円

*傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

（3）対象となる事故の範囲

- ① 放課後キッズクラブ利用中の事故
- ② 放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子様の事故（交通事故も含む）

(4) 支払方法

別紙「スポーツ安全保険のご案内」をご覧のうえ、下記の口座まで掛金をお振込みいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

<振込先>

きらぼし銀行 希望が丘支店（店番825）

普通 6003809

エヌピーオーホウジンミナミノワ

※お振込依頼人名は、お子様のお名前でお願いいたします。

お子様お一人につき800円です。

- ・振込手数料について、ATMによる きらぼし銀行 希望が丘支店間またはインターネットバンキングによる きらぼし銀行 本支店間 であれば無料です。その他の方法で振込む場合は、保護者様のご負担でお願いいたします。
- ・振込明細書を必ず受取り、大切に保管してください。

(5) その他

- ・利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することができますのでご了承ください。
- ・市内で転校し、転校前にスポーツ安全保険の掛金をお支払いいただいている場合で、転校先のキッズクラブの保険もスポーツ安全保険の場合は、新たにスポーツ安全保険の掛金をお支払いいただく必要はありません。ただし、転校先のキッズクラブまたは運営法人にご連絡をお願いします。転校先のキッズクラブまたは運営法人から所定のフォームにてスポーツ安全協会に提出します。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

9 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込みは年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月25日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	・利用申込書 ・保険料（800円）	令和5年3月11日	入学式の日※
すくすく 【区分2A・B】	・利用申込書 ・保険料（800円） ・預金口座振替依頼書（継続利用者は不要） ・留守家庭児童等を証明する書類	令和5年3月11日	令和5年3月11日

※わくわく【区分1】の新1年生で、スポット利用の場合は、令和5年3月11日までに必要書類を提出してください。

＜留守家庭児童等を証明する書類＞

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子様と同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子様の父母又は父母に代わって養育している者をいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子様1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	
勤務予定者	就労（予定）証明書
産休中及び育休中	
自営業	自営業従事者等申告書
病気の方 看護・介護中の方	病気・障害等申告書（※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	求職活動申告書（※2）
在学中（中学生、高校生除く）	学生証の写し又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書* ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連續して提出することや期間を延長することはできません。

10 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望月から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すぐすぐ【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブから事前にご連絡させていただきます。

11 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月17日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すぐすぐ【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

＜新1年生の利用にあたっての注意事項＞

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から利用する場合は、お子様が学校生活に慣れるまでは、次の点にご協力いただきますようお願いします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子様の状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

12 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月25日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子様の負担となる場合もありますので、極力お控えくださいようお願いします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすぐすぐ（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P12参照）の提出が必要になります。
- ・一度すぐすぐ（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすぐすぐ（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P12参照）の提出をしていただくなど、留守家庭児童等に該当するか確認をさせていただきます。
- ・すぐすぐ【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】 ⇄ ほしそら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

13 放課後キッズクラブ入会手続き方法

(1) スポーツ安全保険掛金の振込み

お振込依頼人名はお子様のお名前でお願いします。
お子様お一人につき800円です。

<振込先>
きらぼし銀行 希望が丘支店(店番825)
普通 6003809
エヌピーオーホウジンミナミノワ

(2) 放課後キッズクラブ利用申込書等の書類提出

直接キッズルームにご持参ください。

放課後キッズクラブ利用申込書にスポーツ安全保険年間掛金振込日を記入してください。

【区分2A・2B】の方は必要書類と預金口座振替依頼書（継続利用の場合は不要）も提出してください。

※各種書類は善部小学校放課後キッズクラブと記載されている用紙をお使いください。

※預金口座振替依頼書は委託者名等の欄にNPO法人南の和と記載されている用紙をお使いください。

善部小キッズクラブサイトURL <https://zenbu.nlk.jp>

各種書類はキッズサイトよりダウンロードできます。

キッズルームにも用意しています



(3) 善部小キッズクラブサイトに会員登録 【新規登録】の場合

放課後キッズクラブの月々の利用予定やキッズクラブからのお知らせは、善部小キッズクラブサイトより行います。(1) スポーツ安全保険掛金の振込み、(2)「放課後キッズクラブ利用申込書」等の書類提出後に「善部小キッズクラブサイト」より必ず会員登録をお願いします。

1家庭につき1IDです。

会員登録用サイト

QRコード



URL

<https://zenbu.nlk.jp/entry/profile/admission.html>

※「@gakudonavi.jp」「@bounce.nlk1.mailds.jp」からのメールを受信できるようドメイン指定受信設定をしてください。

※お知らせ等のメール配信を行うため登録するメールアドレスは普段よく使うメールアドレスにしてください。

※必ず書類提出後に登録申請してください。

(4) 【継続】の場合

すでに登録済みの方は新年度以降も継続されますので、登録は不要です。

<登録手順>

- ① QRコードあるいはURLにアクセス
入所お申込みフォームに入力
↓
申込(送信)
↓
エントリー完了



The screenshot shows the 'Kids Club membership dedicated site' homepage. A navigation bar at the top includes 'TOP >', 'フォーム入力/Entry' (highlighted in blue), '入力内容確認/Confirm' (in light blue), and 'エントリー完了/Done' (in light blue). Below the navigation is a section titled '入所お申込みフォーム'. It contains a note: '下記内容をご確認ご同意の上、必要項目を入力いただき、ページ最下段の【確認】ボタンを押して下さい。' A privacy policy note follows: 'お預かりした個人情報は、当団体ご利用上のお知らせ・ご案内等に利用し、当団体で適切に管理いたします。原則として、ご本人の承諾なしに、上記目的以外に個人情報を利用または第三者に提供することはいたしません。'. At the bottom of this section is a checkbox labeled '□ 同意します（※必須）'. Below this is a section titled '申込者' with the instruction: '※連絡先メールアドレスはGmailやYahoo!メールなどPCメールアドレスをご登録ください'.

- ② ★仮登録受付のお知らせ★のメールが届く
送信されたURLにアクセス
↓
申込仮受付確認 **本登録する**
↓
申込受付本登録完了



The screenshot shows a confirmation page titled '申込仮受付確認'. It includes a note: '「本登録する」のボタンを押下し、申込情報の登録を完了させて下さい。' Below this is a large button labeled '本登録する'.

- ③ ★登録情報の受付完了のお知らせ★のメールが届く
キッズクラブにて確認でき次第
「登録完了通知」がメールされます
- ④ ★登録完了通知★のメールが届く
会員情報登録が完了

(5) 【追加登録】の場合

ご兄弟姉妹の新入学等で児童名を追加なさる方、新たに兄弟姉妹等の利用申込をされるお子様がいらっしゃる場合は情報の更新をお願いいたします。

- ① 善部小キッズクラブサイトの会員ページにログイン
- ② 「会員情報更新」バナーをクリック
- ③ 「会員情報確認更新」フォームの『追加児童の入所申請はこちらから』をクリック
- ④ 「既存会員用入所お申し込み」から児童の追加を行ってください。

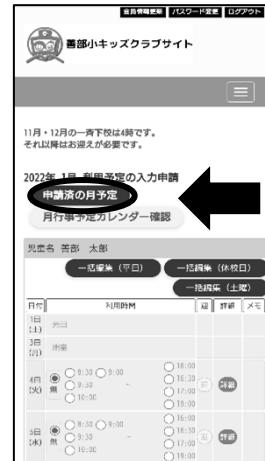
申込みされてから承認まで時間がかかる場合があります。
日数に余裕を持って申請をお願いいたします。

14 月利用予定申込み方法

- ① 「善部小キッズクラブサイト」
<https://zenbu.n1k.jp>
にアクセスし、「キッズクラブ会員専用サイト」からログイン
- ② 『月利用予定入力』から利用希望日ごとに、
お迎えの有無・利用時間を入力
表示以外の時間は「詳細」から30分単位で指定できます。
- ③ 希望日の入力が終わったら下部の「登録する」をクリック

※毎月の月利用予定入力の締切は25日です。
受付期間中は何度でも変更可能です。

※25日以降に申し込んだ内容を確認するには
『月利用予定入力』から『申請済の月予定』で確認できます。



(1) 欠席・変更の連絡

- ① 当日の欠席連絡は、サイトの『本日の欠席連絡をする』から送信するかお電話でご連絡ください。連絡がない場合は、確認のため保護者様に連絡いたします。
- ② 当日以外の欠席連絡や利用日時の変更はキッズカード提出時にメモを添付するかお電話でご連絡ください。職員不在時は留守番電話に入れてください。
- ③ お申し込みされた時間とキッズカードの時間が異なる場合は、キッズカードの時間に合わせます。
- ④ おやつの利用がある方は前日の19時まで（前日が閉所日の場合、閉所日の前日の19時まで）および土曜日は17時までにご連絡ください。



(2) お迎えについて

- ① お子様の入室・退室を名札に付けたQRコードで管理しています。お迎えが遅れた場合、ス波ット料金、延長料金がかかってしまうことがあります。お迎え時間にご注意ください。
- ② お迎えの時は青階段をご利用ください。職員室側のオレンジ階段は利用できません。

15 『キッズカード』について

サイトの『申請済の月予定』でお子様の利用予定を確認し、『キッズカード』でその日に実際に利用する（した）かどうかを確認します。毎日、登校前にお子様に「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『キッズカード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子様に持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。

利用しない場合は必ず欠席のご連絡をお願いします。

<キッズカードの記入方法> ※キッズカードのイメージと合わせてご確認ください。

サイトの『申請済の月予定』で利用予定を確認し、必要事項（「下校時間」・「お迎えの有無」・「保護者印（署名も可）」）を記入して、お子様に持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「キッズカード」を提出します。放課後キッズクラブで利用の印を押します（それが「利用確認」になります）。

<キッズカードのイメージ>

○○小学校放課後キッズクラブ 利用カード 【令和〇年6月】					
① 利用区分	わくわく【区分1】・すくすく（ゆうやけ）【区分2A】・すくすく（ほしざら）【区分2B】	2年1組 横浜 太郎			
	下校時間	お迎えの有無	連絡事項	保護者 印 (署名も可)	キッズ 印
6月1日（火）	16:00	あり	なし	（印）	キッズ
6月2日（水） ②	：	あり	なし		
6月3日（木）	16:00	あり	なし	（印）	キッズ
6月4日（金）	：	あり	なし		
6月5日（土）	17:00	あり	なし	スポット利用	（印） キッズ
6月7日（月）	：	あり	なし		
6月8日（火）	：	あり	なし		
6月9日（水）	16:30	あり	なし	プログラム参加のため	（印） キッズ
6月10日（木）	16:00	あり	なし	（印）	キッズ
6月11日（金）	：	あり	なし		
6月12日（土）	：	あり	なし		
6月14日（月）	16:00	あり	なし	（印）	キッズ
6月15日（火）	16:00	あり	なし	利用予定表の記入はしていませんが、6月5日に電話連絡済みです。	（印） キッズ
6月16日（水）	：	あり	なし		
6月17日（木）	：	あり	なし		
6月18日（金）	15:30	あり	なし	（印）	キッズ
6月19日（土）	：	あり	なし		
6月21日（月）	：	あり	なし		
6月22日（火）	16:00	あり	なし	（印）	キッズ
6月23日（水）	：	あり	なし		
6月24日（木）	：	あり	なし		
6月25日（金）	：	あり	なし		
6月26日（土）	：	あり	なし		
6月28日（月）	：	あり	なし		
6月29日（火）	：	あり	なし		
6月30日（水）	：	あり	なし		

※わくわく区分はあらかじめスポット利用の連絡をもらっている場合を除き、16時で一斉下校となります。
※○○小学校放課後キッズクラブの今月の最終下校時刻は17時です。17時を過ぎる場合はお迎えが必要になります。

<利用日にお子様が利用カードを忘れた場合>

- ・サイトから利用予定の登録があっても利用の確認をするため、キッズクラブから保護者の方に連絡します。
- ・保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すぐすぐ【区分2A】においては午後5時までお子様をキッズクラブに留め置きます。
- ・なお、すぐすぐ（ゆうやけ）【区分2A】のお子様が午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。
- ・キッズカードがなく、かつサイトから利用予定の登録がない場合はキッズクラブを利用できません。お子様はそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

<予定外の利用の場合（サイトから利用予定の登録がなく、急きょ利用したい場合）>

- ・わくわく【区分1】（スポット利用除く）においては、キッズカードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。
- ・すぐすぐ区分【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「キッズカード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子様に持たせてください。

【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- ・お子様の安全確認の観点から、利用予定表に記載された日の利用が原則です。
- ・キッズカードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいようお願いします。
- ・急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

16 利用当日の流れ

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、上履きのまま2階にあるキッズルームに行きます。
※土曜日を除く学校休業日は、8時からしばらくの間キッズクラブ出入口の扉は開けてあります。
開いていない場合は、キッズインターホンでお知らせください。
- ② 名札をつけてキッズカードを提出してください。
- ③ ランドセルをロッカーに入れてキッズクラブを利用してください。

(2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子様の名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時サイト等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

＜キッズクラブを利用するのに必要な持ち物＞

- ・キッズカード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」の記入すること）
- ・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
- ・ハンカチ、ティッシュ

＜キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物＞

※すぐすぐ【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象

- ・上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
- ・お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁当の中身が傷まないよう、保冷剤を入れる等、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）
- ・上履き

＜キッズクラブに持ってきてはいけないもの＞

- ・学校に持つて来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

(3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子様が一人で帰る場合とお迎えの場合があります。なお、お子様が一人で帰る場合には、お子様の安全面を考慮し一斉下校を行っています。

(ア) 一斉下校について

一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子様だけで帰宅します。一斉下校時刻は30分毎に設定しています。（次ページ参照）。お子様が一人で帰る場合には、キッズカードに「一斉下校時刻」までの時間を記入してください。

- ・わくわく【区分1】（スポット利用を除く）の場合は、午後4時で一斉下校となります。

※わくわく【区分1】のお子様は、キッズカードに「お迎え」となっている場合で、午後4時（プログラム参加時は、プログラム終了時間）を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。

- ・すぐすぐ【区分2A・B】又はわくわく【区分1】のスポット利用で、最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要としています。次表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

＜表＞一斉下校時刻と最終下校時刻

	一斉下校時刻				最終下校時刻
4～9月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分
10・2月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—	午後4時30分
11～1月	午後3時30分	午後4時00分	—	—	午後4時00分
3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	午後5時00分	午後5時00分

(イ) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時間を『キッズカード』に記入してください。お迎えに来た際は、昇降口の扉が施錠前は、直接キッズルームへお越しください。施錠後はキッズクラブ専用インターホンでお知らせください。

- ・すぐすぐ（ゆうやけ）【区分2A】で、キッズカードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い（400円／回）となります。
- ・お子様を車で送迎することについては、原則禁止です。近隣にお住いの方への影響もありますのでおやめください。

【代理引取り人について】

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

17 おやつについて

すぐすぐ【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子様には、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子様の食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

おやつ代は1回110円です。
おやつの時間は4時30分～5時です。
この時間のお迎えはご遠慮ください。

18 利用料等の支払方法

放課後キッズクラブの利用に伴い、次の利用料及びおやつ代等が発生します。

	わくわく【区分1】 スポット利用	すくすく ゆうやけ【区分2A】	すくすく ゆうやけ【区分2B】
利用料	800円	月額2,000円 (7、8月のみ2,500円) (延長料400円)	月額5,000円 (7、8月のみ2,500円)
	支払方法：利用日のお迎え時に現金払	口座振替	口座振替
おやつ代	110円	110円×利用回数	110円×利用回数
	支払方法：利用日のお迎え時に現金払	口座振替	口座振替
材料費 プログラム 参加費等	実費相当額		
	申込時に現金払、または当日現金払		

(1) すくすく(ゆうやけ・ほしざら)【区分2A・B】の利用料等の支払方法

- ① すくすく【区分2A・B】は「預金口座振替依頼書」を申込時にご提出ください。
- ② 利用月の翌月27日が振替日となります。残高の確認をお願いします。
- ③ 1か月分の利用料と利用回数分のおやつ代、延長料を合算で引き落とします。なお、引き落とし手数料はご負担願います。
- ④ ご兄弟の利用料等も合算します。

(2) わくわく【区分1】のスポット利用料等の支払方法

- ① 利用日のお迎え時に「利用料800円」と「おやつ1回分110円」を現金でお支払いください。
なお、おつりのないようにお願いします。
- ② 領収確認として、領収書をお渡しします。

(3) プログラム参加の実費徴収

お支払い方法は、プログラムの内容と合わせてキッズサイトでお知らせします。

19 警報発表時等の対応について

(1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応【浸水対象外】
	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子様のみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、閉所となります。</p>
学校がある日	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子様のみ受入れを行います。</u>スポット利用以外のわくわく区分のお子様は、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子様のみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p>※特別警報発表時は、閉所します。</p>

※「避難警報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。

なお、避難警報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

○横浜市 防災情報ポータルURL： <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

>本市トップページ▶暮らし・総合防災・救急・防犯防災・災害▶防災・災害情報防災情報・防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況)（外部サイト）

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

20 夏休み期間中の利用について

(1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の午前5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すくすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただけますようお願いします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前の日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn

アカウント名 : 環境省、二次元コード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）



(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。
キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子様が、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子様がいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子様が利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

21 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、善部小学校放課後キッズクラブまたは運営法人NPO法人南の和までご相談ください。

22 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

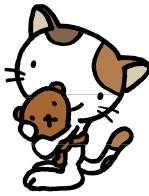
(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

善部小学校放課後キッズクラブ TEL：363-8470 FAX：363-8470

N P O 法 人 南 の 和 TEL：363-8470 FAX：363-8470

横浜市旭区こども家庭支援課 TEL：954-6019 FAX：951-4683

保険に関するQ&A



Q 1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A 1	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになります。必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 2	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A 2	お子さまにお金を持たせることは、やめてください。 キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。
Q 3	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？
A 3	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 4	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金は返還してもらえますか？
A 4	一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

令和5年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<利用申込み>

利用申込書（全利用区分、必須）		チェック欄	
保険料（全利用区分、必須）			
すくすく【区分2A・B】に登録する場合			
※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。			
※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。			
保護者の状況	対象書類		
会社員、公務員等			
勤務予定者	就労（予定）証明書		
産休中及び育休中			
自営業	自営業者等申告書		
病気の方	病気・障害等申告書 +		
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類		
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障碍者手帳等、障害の状況が確認できる書類		
求職中の方	求職活動申告書		
在学中の方 (中学生・高校生除く)	学生証又は在学証明書		
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書		
預金口座振替依頼書（登録している口座をそのまま継続する場合は提出不要です。）			
お子さんに食物アレルギーがある場合			
学校生活管理指導表（写）			
減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。			
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ (写) ※7月下旬以降に提出		
生活保護世帯	就学援助認定通知（写）※7月下旬以降に提出 保護証明書【原本】		
市民税所得割非課税世帯	生活保護費支給証（写） 市民税・県民税（非課税）証明書【原本】 市民税・県民税税額決定・納税通知書(写) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）		

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

<利用区分を変更する場合>

チェック欄

利用区分変更申込書（全利用区分、必須）

新たにすぐすぐ【区分2A・B】に登録する場合（わくわく【区分1】⇒すぐすぐ【区分2A・B】）

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	
勤務予定者	就労（予定）証明書
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 +
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 (中学生・高校生除く)	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書
預金口座振替依頼書	

減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。

就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ (写) ※7月下旬以降に提出
	就学援助認定通知(写) ※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
	生活保護費支給証(写)
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税税額決定・納税通知書(写)
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書(写)

令和 5 年 3 月 1 日

令和 5 年度 善部小学校放課後キッズクラブ利用申込書

提出日を記入します。

運営法人 NPO 法人南の和 宛

次のとおり善部小学校放課後キッズクラブの利用を申し込みます。

4月からの学年を記入してください。
組はわかるまで空欄で提出可能で
す(新年度に職員が記入します)。

I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら	男	学校名	市立・国立
氏名	横浜 さくら	女	善部小学校	
生年月日	平成26 年 10 月 30 日	学年・組	新 3 年	組
利用区分 (1つを○囲み)	1 わくわく【区分 1】 利用料: 無料 利用時間: ~16時	※わくわく【区分 1】は、スポット利用(800円/回)を除き、16時で一斉下校となります。また、警報発表時や猛暑時等は利用できない場合があります。		
	2 すぐすぐ(ゆうやけ)【区分 2A】 利用料: 2000円/月 利用時間: ~17時	依頼 金 書 の 座 提 振 出 替	1つを○囲み 新規(要) 変更(要) 継続(不要)	【留守家庭児童等のみ選択可】 ※すぐすぐ【区分 2A・B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。 ※すぐすぐ【区分 2A・B】の7・8月の利用料は通常の利用料に加え、±500円がかかります。
	3 すぐすぐ(ほしそら)【区分 2B】 利用料: 5000円/月 利用時間: ~19時			
利用開始希望月	令和 5 年 4 月	スポーツ安全保険 年間掛金振込日	令和 5 年 2 月 20 日	書類提出前に必ず振込みを済ませてください。

II 利用頻度 ※すぐすぐ【区分 2A・B】への申込みの場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月～金) (1つを○囲み)	週 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
---------------------	-------------------------	----------------------	-------

III 食物アレルギーについて

食物アレルギーの有無※ (どちらかを○囲み)	あり・なし	アレルギーのある食べ物 (「あり」の場合に記載)	卵、小麦
---------------------------	-------	-----------------------------	------

- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、利用区分に関わらず学校に提出する「学校生活管理指導表」(写)を提出してください。
- ※ 学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出ください。
- ※ 食物アレルギーが「あり」の場合は、アレルギー内容や対応の確認のため、職員との面談を実施します。

IV その他健康状態等の配慮すべき事項について

その他健康状態等の配慮すべき事項	肌がかぶれやすい(軟膏塗布)
児童の健康状態等の配慮する事項について、職員との面談を希望する・希望しない(どちらかを○囲み)	

V 減免利用について ※すぐすぐ【区分 2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり・なし
------------------------	------	-------------------------	-------

減免の対象となり、適用を希望する場合のみ記入してください。

VI 確認事項

- ・令和5年度善部小学校放課後キッズクラブの「入会のしおり」について確認しました。
- ・当該利用申込書の記載内容及び提出書類に虚偽はありません。
- ・放課後キッズクラブの運営にあたり、当該利用申込書の内容や提出書類の情報について、必要に応じて、区こども家庭支援課や利用児童が通う善部小学校に対して提供することを認めます。
- ・児童育成の観点から、必要に応じて、善部小学校又は放課後キッズクラブでの利用児童の活動の様子を、善部小学校と放課後キッズクラブとで情報共有することに差支えはありません。
- ・(減免を受けている場合のみ)虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡って支払います。また、減免の対象でなくなった場合は、「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」を速やかに提出します。

令和 5 年 3 月 1 日 保護者氏名
(自署) 横浜 太郎

記入日を入れてください。

【申込みのために記入された個人情報は、放課後キッズクラブの運営以外の目的には使用しません。】

(裏面あり)

VII 保護者等連絡先

以下の連絡先は、児童の出欠席確認や急病時等に利用します。必ずつながる連絡先の記入をお願いします。

保護者代表 <small>(日常の連絡相手方)</small>	氏名	横浜 太郎	【続柄 父】	同じ学校に在籍している兄弟姉妹 (いる場合に記入)
	住所	〒 000 - 0000 ○○区○○町△一△		新 年 組 (名)
	電話 (携帯)	090-0000-0000	(自宅) 045-000-0000	
	メールアドレス	○○○○ @ ○○○.ne.jp		新 年 組 (名)
勤務先	(株) ○○商会	(電話) 03-0000-0000	キッズ(学校) から自宅までの略図	
連絡先①	氏名	横浜 花子	【続柄 母】	
	住所	〒 000 - 0000 ○○区○○町△一△		
	電話 (携帯)	080-0000-0000	(自宅) 045-000-0000	
	メールアドレス	○○○○ @ ○○○.ne.jp		
	勤務先	(株) ○○サービス	(電話) 03-0000-0000	
連絡先②	氏名	【続柄】		
	住所	〒 一	略図	
	電話 (携帯)	(自宅)		
	メールアドレス			
	勤務先	(電話)		
連絡先③	氏名	【続柄】		
	住所	〒 一	略図	
	電話 (携帯)	(自宅)		
	メールアドレス			
	勤務先	(電話)		

*枠内に収まらない場合は、別紙で提出してください。

VIII 児童代理引取人届出

- 代理引取人は「VII 保護者等連絡先」欄に記入した以外の方で、当該児童の引取人となる方をご記入ください。
- 当該代理引取人がお迎えに来られた際には、本人確認を行いますので、免許証等、身分を証明できるものを持参ください。
- 当該項目が空欄の場合、引取人は、「VII 保護者等連絡先」欄に記入した方のみとさせていただきます。

代理引取人名	続柄	住 所	電話番号
横浜 三郎	祖父	横浜市中区○○一〇一〇	045-000-0000

IX キッズだより等の写真掲載について (どちらかを○囲み)

- キッズクラブの様子を写した写真をキッズだよりに掲載し、会員サイトのみにアップします。作品づくりの様子や集合写真等を掲載する予定ですが、お子様のお顔が分かる可能性があります。

写真掲載	お子様の写真が掲載されることに	同意します	・ 同意しません
------	-----------------	-------	----------

令和5年度 善部小学校放課後キッズクラブ利用区分変更申込書

提出日を記入します

運営法人NPO法人南の和 宛 次のとおり善部小学校放課後キッズクラブの利用区分の変更を申し込みます。

I 利用児童

ふりがな	よこはま さくら	学校名	市立 国立・私立・その他 (1つを○囲み) 善部小学校
氏名	横浜 さくら	学年・組	3年 2組
<現在の区分>		> <変更後の区分>	
利用区分 変更 (該当するものを○囲み)	1 わくわく【区分1】	⇒	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】
	2 わくわく【区分1】	⇒	すくすく(ほしづら)【区分2B】
	3 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	⇒	わくわく【区分1】
	4 すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	⇒	すくすく(ほしづら)【区分2B】
	5 すくすく(ほしづら)【区分2B】	⇒	わくわく【区分1】
	6 すくすく(ほしづら)【区分2B】	⇒	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】
区分変更の理由 (記入必須)	保護者の就労状況が変わり、17時以降も利用したいため。	利用開始希望月	令和5年6月

※わくわく【区分1】は、スポット利用(800円/円)を除き、16時で一斉下校となります。

また、わくわく【区分1】は、警報発表時や猛暑時等において、利用できない場合があります。

※すくすく【区分2A・B】に登録する場合は、保護者の方の就労証明書等の提出が必要です。

また、月額利用料として、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は2,000円(～17時まで)、一度すくすく(ゆうやけ・ほしづら)【区分2A・B】に登録している方でも、わくわく【区分1】からすくすく(ゆうやけ・ほしづら)【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出を再度必要となります。

II 利用頻度 ※すくすく【区分2A・B】への変更の場合のみ記入

おおむねの利用頻度を記入してください。(利用できる日数が以下の利用日数に限定されるわけではありません。)

平日(月～金) (1つを○囲み)	週 1 · 2 · 3 · 4 · 5 日程度	土曜日の利用 (どちらかを○囲み)	あり · なし
---------------------	-------------------------	----------------------	---------

III 減免利用 ※すくすく【区分2A・B】利用料減免を希望する場合(予定含む)のみ記入

「就学援助を受けている」「市民税非課税世帯である」「生活保護世帯である」のいずれかの場合のみ減免を受けることができます。

減免の適用 (希望する場合のみ○囲み)	希望する	昨年度の減免の適用 (どちらかを○囲み)	あり · なし
------------------------	------	-------------------------	---------

減免の対象となり、適用を希望する場合のみ記入してください。

IV 確認事項

当該変更届及び提出書類に虚偽はありません。			
令和5年 5月 15日		保護者氏名 (自署)	横浜 太郎
記入日を入れてください。			

放課後キッズクラブ事務処理欄 ※保護者の方は当該欄に記載しないでください。

受付日	すくすく【区分2A・B】登録証明書類	利用料減免		
		適用	対象事由	書類受理日
	就労(予定)証明書・自営業従事者等申告書・病気・障害等申告書・診断書(写)・身体障害手帳(写)・求職活動申告書・学生証(写)・在学証明書・罹災証明書・その他()	あり なし	・就学援助を受けている ・生活保護世帯 ・市民税所得割非課税世帯	
備考				

記載例

就労（予定）証明書

※申込児童の保護者(その子供の親、または親に代わって養育している者)

善部小学校放課後キッズクラブ運営法人代表者様

【就労者記入欄】

就労者ご本人が記入する欄です。

就労者住所	横浜市〇〇区〇〇町△一△		
就労者氏名	横浜 花子	児童から見た続柄：	母
放課後キッズクラブ名	善部小学校放課後キッズクラブ		
申込児童氏名・学年 ※2人以上の申込みを行う場合は、全ての児童の氏名を記載	横浜 さくら	第	3 学年
	横浜 すみれ	第	5 学年
	第 学年		

太枠内については、事業所に記入していただく欄です。

【事業所記入欄】

採用（内定）年月日	令和 ● 年 4 月 1 日 から		
現在の雇用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 産前産後・育児休業中 (年 月 日 ~ 年 月 日) <input type="checkbox"/> 採用内定もしくは放課後キッズクラブ利用開始次第就労開始		
雇用の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> アルバイト・パート <input type="checkbox"/> その他 () ◆雇用契約期間が決まっている場合 → 年 月 日 契約終了 ◆契約更新予定 → <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		
勤務先（派遣先）の名称	<small>※【証明欄】と同じ場合は記入不要</small> 株式会社〇〇物産 横浜支店		
勤務先（派遣先）の所在地	<small>※【証明欄】と同じ場合は記入不要</small> 横浜市△区△△町■一■ 勤務（派遣）先の電話番号 ●●●-●●●●●		
就労状況	定例勤務時間の方	シフト勤務の方	
	◆勤務時間 9時00分～18時00分	◆シフトと月の勤務回数を記入 ① 時 分 ～ 時 分 (月 回)	
	◆育児短時間勤務の場合の勤務時間 9時30分～17時00分	② 時 分 ～ 時 分 (月 回)	
	◆勤務日数 平均 5日／週	③ 時 分 ～ 時 分 (月 回)	
<small>※産休・育休中の場合は産休・育休前の実績をご記入ください。</small>			
備考	<small>※雇用契約期限がある方で、更新予定がある場合は更新予定期間を記入してください。</small> <small>例) 令和●年10月1日～令和●年3月31日まで契約更新予定。</small>		

【証明欄】

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 ● 年 3 月 20 日

本証明書をご記入いただいた日付を記入してください。

【証明欄】に代表者印等の押印は不要です。

(事業所所在地) 横浜市△区△△町■一■

(事業所名) 株式会社〇〇物産 本社

(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

(代表者職氏名) 関内 みなと